

**奈良国立大学機構 奈良教育大学及び奈良女子大学における
研究データの管理、利活用に関するポリシー**

令和6年2月22日 理事長裁定

(目的)

奈良教育大学はその目的として、「学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ること」を掲げている。

奈良女子大学はその基本理念として、『「高度な基礎研究と学際研究の追求」と「開かれた大学—国際交流の推進と地域・社会への貢献—』を、また、研究目標として「学問研究の自由のもとに真理を探究し、長期的視点に立った研究を通じて社会・文化の発展に寄与することを目指す。研究活動を通じて生み出した知的成果をもとに、知の拠点を形成するとともに、その知的成果を社会に向かって発信する」ことを掲げている。

以上を鑑み、研究データは両大学の目的／基本理念・研究目標の実現に資する重要な資源であるとの認識の下、多様な研究データを管理・保存することによる知の蓄積とその蓄積された研究データの利活用の推進に資するため、両大学における研究データの管理、利活用に関する基本方針を策定する。

(研究データの定義)

本ポリシーが対象とする研究データとは、大学の研究活動を通じて収集又は生成されたデータであり、デジタル・非デジタルを問わない。

(研究データの管理・保存)

研究者は、収集又は生成した研究データの価値を守るため、法令、奈良国立大学機構及び両大学の規程その他これに準ずるものに加え、それぞれの研究分野における法的小よび倫理的要件（以下「法令や関係する学内外の規則等」という。）に従い、研究データを適切に管理・保存する。

(研究データの公開・共有と利活用)

研究者は、収集又は生成した研究データが、今後の学術や社会の発展に貢献する知の基盤の一つであるとの認識に基づき、個々の研究者の判断により、可能な限りそれを公開し、それらの利活用を促進する。ただし、法令や関係する学内外の規則等で制限されているものは除かれる。

(機構・大学の責務)

本機構・両大学は、研究データの保存・管理及び利活用を支援する環境の整備を推進する。

(その他)

本ポリシーは、社会や学問分野における状況の変化に応じて適宜見直すものとする。

奈良国立大学機構 奈良教育大学及び奈良女子大学における 研究データの管理、利活用に関するポリシー解説

【前提】

本機構・両大学では多様な研究分野の研究者が研究を行っているため、研究データの管理・保存、公開、利活用（以下「管理等」という。）について一律に取り扱うものでなく、国や国際的な関連諸法令、指針、規則及び契約等の定められた制約はあるが、研究データを収集又は生成した研究者が管理等の取扱いを主体的に決定できることを前提としている。

【研究データ】

研究データとは、研究者の研究活動の過程で収集又は生成されたデータであり、一次的なデータだけでなくそれらを解析又は加工して作成されたデータに加え、データベース等の知的財産に該当するものも含まれる。

研究データの具体として、研究ノートやメモ、実験や観測、シミュレーション等から直接得られたデータやそれを加工したデータ、論文のエビデンスとなるデータ等がある。形態は、数値、画像、テキスト等、あらゆる形態が含まれる。

媒体は、デジタル／非デジタルを問わない。

【適用範囲】

研究データの管理、利活用に関するデータポリシーは、大学において研究活動を行う全ての研究者に適用させる。

【研究者】

大学において研究活動を行う者をいい、教職員等、学生又はその他の者とする。教職員等とは、機構と雇用関係にある者をいい、教員、研究員、RA、事務職員等を指し、雇用形態は、常勤・非常勤を問わない。

学生とは、大学の研究者の指導の下で研究活動を実施している学生、研究生等をいう。

その他の者とは、教職員や学生以外で、機構と雇用関係にない者であっても、大学において研究活動を行う者であって、機構・大学以外の組織に属する者、研究員、客員教員及び名誉教授等が含まれる。

【管理・保存の対象とする研究データ】

データを管理・保存の対象とするか、どのような区分で管理等を推進していくかは、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき研究者が定める。特に公開については、合理的な理由によりそれらの範囲を研究者が設定できる。

【管理・保存】

研究データの管理・保存とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保管、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することを意味する。

【研究者による管理・保存】

研究者は、研究データにどのような管理・保存が求められているか等を理解した上で、適切な手順を定め、実行して、研究データの管理・保存を適切に実施する。

研究分野によって研究データの取扱いは異なるため、研究者は、研究分野の特性を踏まえたうえで、関連諸法令、指針、本学が定める規則、資金配分機関や協働する機関との契約、各研究分野において要求される倫理的要件等を遵守しなければならない。

【メタデータ】

データを説明するための情報から構成されるデータ。メタデータは、研究データの名称、研究データの説明、研究データの管理者及びその連絡先、研究データの所在場所、研究データの保存・公開の方針等の情報を含む。そのほか、資金配分機関が示す項目に対応する必要がある。

【関係する機構・両大学の規程等】

- ・ 奈良国立大学機構個人情報管理規程
- ・ 奈良国立大学機構職務発明規程
- ・ 奈良教育大学共同研究取扱規則
- ・ 奈良女子大学共同研究取扱規程
- ・ 奈良教育大学受託研究取扱規則
- ・ 奈良女子大学受託研究取扱規程
- ・ 奈良教育大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則
- ・ 奈良女子大学における研究上の不正行為の防止等に関する規程
- ・ 奈良国立大学機構情報セキュリティポリシー
- ・ 奈良教育大学における研究者等の行動規範
- ・ 奈良女子大学研究者行動規範
- ・ 奈良教育大学安全保障輸出管理規則
- ・ 奈良女子大学安全保障輸出管理規程
- ・ 奈良国立大学機構における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程
- ・ 奈良女子大学における人を対象とする生命科学・医学系研究の実施に関する規程
- ・ 奈良女子大学研究成果有体物取扱規程
- ・ その他、各研究分野等における関係法令

【公開】

研究データを、不特定多数によりアクセス、利用できる状態にすることを指す。研究データを、条件を満たした利用者限り利用できる状態にする共有も含まれる。

【利活用】

研究データの利活用は、公開した研究データから、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることを意味する。

どのような研究データを蓄積して利活用に結び付けるかは、研究分野の特性を考慮したうえで、関連諸法令、指針、本学が定める規則、資金配分機関や協働する機関との契約、各研究分野において要求される倫理的要件等を考慮されなければならない。

【研究者による研究データの管理・保存・公開の流れ】

- ・ データ管理計画（DMP：Data Management Plan）の作成
 - * 研究活動の状況に応じて適宜更新
- ・ DMPに従った研究データの適切な保管と利用
- ・ 研究データについて、保存の必要性の判断
- ・ 「管理対象データ」の範囲の決定
- ・ 「管理対象データ」の「メタデータ」の作成
- ・ 「管理対象データ」の「公開データ」「共有データ」「非共有・非公開データ」の区分
- ・ 「公開データ」の公開

【機構・大学の環境支援】

機構・両大学は、研究者が研究データの管理等を推進するため、次に掲げる情報基盤、制度設計等の支援を行う。

- ・ 研究データの管理等に係る情報の収集及びその提供
- ・ 研究データの管理等に係る研修等の企画・実施
- ・ 研究データの管理・保存・公開するための機関リポジトリの提供
- ・ 研究データの管理・保存を行うための研究データ管理基盤システム利用環境の提供
- ・ 研究データの管理等のための規程等の整備
- ・ 研究データに関する契約・法務等の支援

【研究者の異動等による研究データの取扱い・移管】

研究者の異動等により研究データの所在が不明にならないよう、メタデータ及びDMPを更新し、適切に管理する。

【その他】

研究データの管理等のあり方は、データ管理等に関する社会や学術状況の変化により、又は関連諸法令の制定・改正等に伴い、適宜見直しを図ることが必要である。

「研究データポリシー」と「オープンアクセスポリシー」の策定について（参考資料）

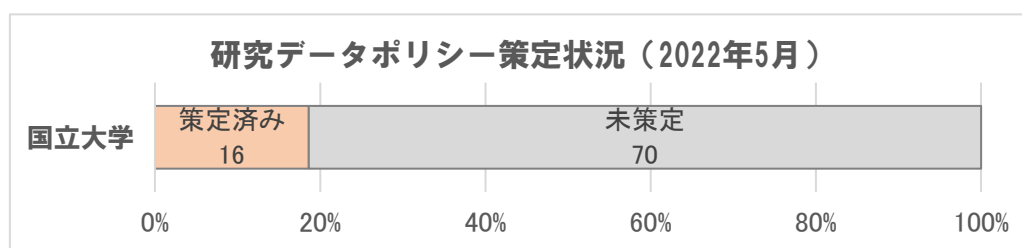
【構成】

- 1. 検討の背景13
- 2. 国の方針14
- 3. 本機構の対応の方向性15
- 4. 参考：研究成果物を管理・公開する基盤システム15

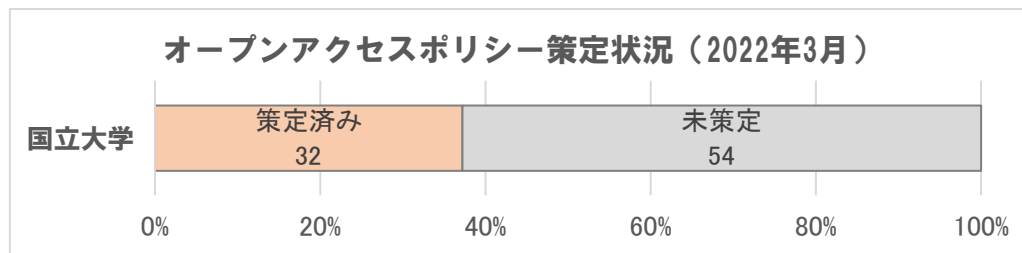
1. 検討の背景

(1) 国立大学における策定状況

- 「研究データポリシー」（研究データの管理と利活用について、組織として策定した方針）は、16の国立大学が策定済み。



- 「オープンアクセスポリシー」（自大学の研究成果等のコンテンツを、オープンアクセスにすることについて定め、明文化した方針）は、32の国立大学が策定済み。



出典：文科省「学術基盤実態調査（令和4年度）」

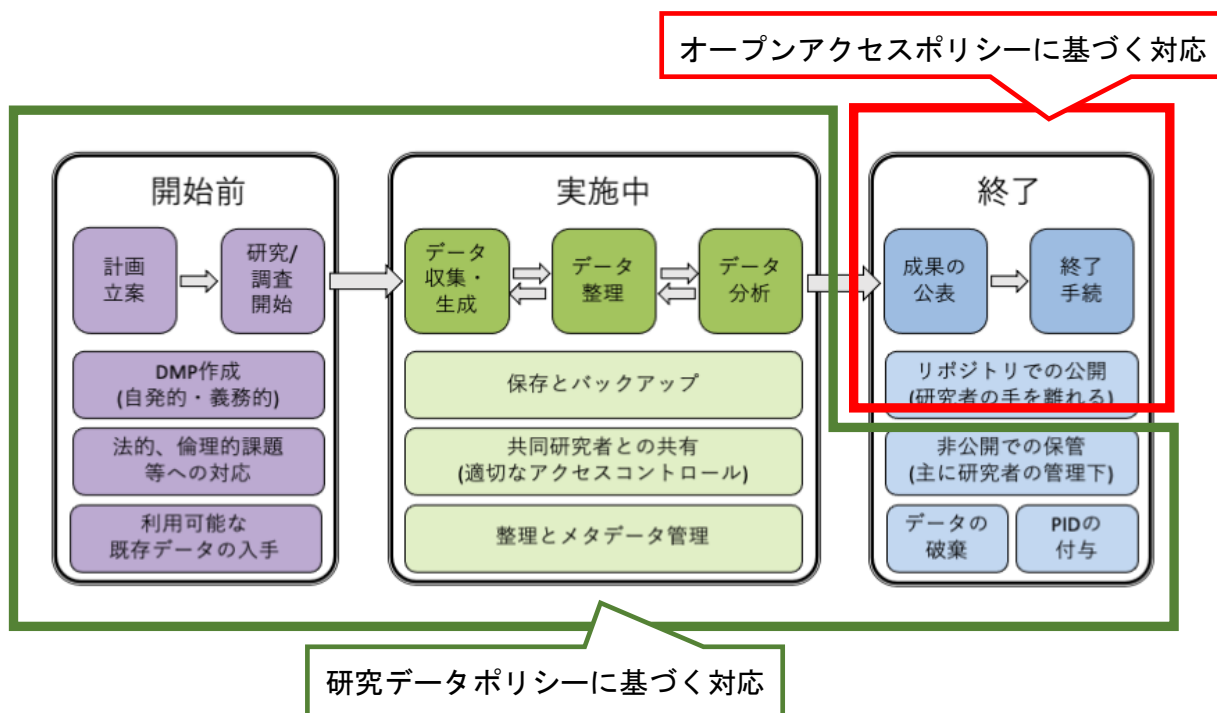
(2) 研究データポリシーとオープンアクセスポリシーの関係

- 「研究データポリシー」の対象は、非公開データ（研究中の管理・保存等、および研究終了後のデータ保存や廃棄など）。
- 「オープンアクセスポリシー」の対象は、公表した論文やデータ。非公開データをリポジトリ等で公開した後は、「オープンアクセスポリシー」に基づき管理。

- これを研究の流れ（開始前→実施中→終了）との関係で整理すると以下の通り。
 - ・ 関係者以外には非公開とする研究データは、研究開始から研究終了まで「研究データポリシー」に基づき管理。

- ・ 研究終了後にデータをリポジトリ等で公開する場合は、データ公表までは「研究データポリシー」に基づき、データ公表後は「オープンアクセスポリシー」に基づき、それぞれ管理。
- ・ データを公表しない場合は、引き続き「研究データポリシー」に基づき管理し、保存期限満了後に廃棄。

【研究の流れと「研究データポリシー」「オープンアクセスポリシー」の関係】



出典：青木学聡「オープンサイエンスと研究データ管理の動向」（『情報処理』62巻5号, 2021）加筆

2. 国の方針

(1) 研究データポリシー

- 「研究データポリシー」については「機関リポジトリを有する全ての大学・共同利用機関法人・国立研究開発法人において、2025年までに策定率を100%にするとされている（「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等）。
- JST、NEDOでは、プロジェクト情報、データ情報、担当者、取得・保存・管理、公開・提供に関し、データマネジメントプラン（DMP）の作成が求められている。JSPS（科研費）では、2024年度以降、採択課題のDMPの作成が求められる予定。
- 大学ICT推進協議会は、大学の「研究データポリシー」の策定支援のため、「大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン」（2021年7月）を公表している。国立情報学研究所は、年度内に「研究データポリシー」のひな型を公表予定。

(2) オープンアクセスポリシー

- 2025年度より新たに公募する即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者・法人に対し、論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づける（2023年10月「総合科学技術・イノベーション会議」）。
- 文科省の審議会は、大学に期待される取組として「オープンアクセスに係る方針を定め公表」を明記（2016年「学術情報のオープン化の推進について（審議まとめ）」）。令和5年度補正予算に「オープンアクセス加速化事業」を計上。

3. 本機構の対応の方向性

(1) 研究データポリシーの策定

- 研究データポリシーの策定にあたっては、大学内にとどまらず、法人全体で調整を要する内容も多いため、両大学に共通するポリシーを機構として策定してはどうか。その際、先行している他大学の事例を参考に検討する。

(2) オープンアクセスポリシーの策定

- 両大学が、それぞれ機関リポジトリを整備済みであり、当面は各々の大学で「オープンアクセスポリシー」を整備か。両大学の議論が進んだ段階で「オープンアクセス方針」の一本化を検討。

4. 参考：研究成果物を管理・公開する基盤システム

- 国立情報学研究所が運用する「研究データ管理基盤」(GaKuNin RDM) は、
 - ・奈良教育大学は、11月に申請、12月8日承認。
 - ・奈良女子大学に導入済み（2023年9月～）。
- また、国立情報学研究所が運用する「学術情報リポジトリ (JAIRo Cloud)」は、
 - ・奈良教育大学は、利用中。
 - ・奈良女子大学は、現行の学内システムからJAIRo Cloudに移行予定（2023年度中を目途）。

研究データ基盤 NII Research Data Cloud

2017年から開発開始 ⇒ 2021年から運用

